

# カワサキ会計事務所だより

平成20年11月号

発行所 カワサキ会計事務所 〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835 URL <a href="http://www.kawasaki-kaikai.com">http://www.kawasaki-kaikai.com</a> 発行人 税理士 川崎 清廣
--

## 11月の税務カレンダー

個人事業税 第2期  
国民健康保険 第6期

長崎市ホームページより

## 事業承継対策について

### 1. 事業承継の現状

中小企業白書によると、中小企業経営者の平均年齢は約57歳、経営者の引退予想年齢は平均約67歳です。経営者の子供が事業承継する割合は20年前の約半分であり、後継者が既に決定している企業は全体の約43%です。会社の10年程度の経営計画を立てようと思うと、多くの中小企業にとって、事業承継対策も不可欠ということになります。事業承継対策を怠ったため、後継者に事業用資産の集中ができなかったという事例も発生しています。

### 2. 事業承継の方法

事業承継の方法は、(1)親族内承継、(2)従業員等への承継、(3)M&Aの3つがあります。

(1)親族内承継のメリットは一般的に、内外関係者から心情的に受け入れられやすく、早期に後継者を決定することで、後継者教育の準備期間を確保することが可能です。

また、相続等により財産や株式を後継者に移転できるため、所有と経営の分離を回避できる可能性が高くなります。デメリットは、親族内に後継者の資質を持った候補者がいるとは限らないことや、相続人が複数いる場合、後継者の決定・経営権の集中が難しい等があげられます。

(2)従業員等への承継におけるメリットは親族内だけでなく、会社の内外から広く候補者を求めることができ、長期間勤務している従業員に承継する場合は、経営の一体性を保ちやすいということです。デメリットは、後継者候補に株式取得等の資金力が無い場合が多く、個人債務保証の引き継ぎ等に問題が多いことです。

### 3. 親族内承継の注意点

東京商工リサーチによると、親族内承継の比率は年々低下していますが、それでも現在6割程度は親族内承継が占めています。

親族内承継での注意としては、関係者の理解が必要となることです。

社内や取引先・金融機関への事業承継計画の公表や、将来の経営陣の構成を視野に入れて、役員・従業員の世代交代を準備することが大切です。

また、現経営者による直接指導等、社内・外での後継者教育も不可欠となります。

さらに、株式・財産の分配において、後継者及びその友好的な株主への株式の相当数の集中(目安としては株主総会で、重要事項を決議するために必要な3分の2以上の議決権)が望ましいのですが、他の相続人の遺留分による制限もありますので、後継者以外の相続人への配慮も検討する必要があります。

後継者への財産移転の方法としては、

生前贈与(暦年課税制度又は相続時精算課税制度(H20. 10月号参照))や、

遺言(自筆証書遺言又は公正証書遺言)、

会社法の活用等があります。

**<経営者は自宅が命: 自宅を保全する方法>** 中小企業の経営者はほとんど会社債務(借入金)の連帯保証人となっています。そのため、会社の倒産は即自宅の競売につながります。会社が倒産しないように、経営に注力することは当然ですが、会社が倒産した場合でも、自宅を手放すことがないように対策をすることが重要です。自宅を守り、節税対策も図れる方法があります。

詳細は当事務所に相談してください。①連帯保証人でない家族を代表者とした子会社を設立②子会社に自宅を売却するか、新たに自宅を購入③親会社からその子会社から社長の社宅として賃借する④子会社は親会社からの家賃で購入費のローンを返済⑤社長は社宅家賃を親会社に支払う(親会社が払う社宅家賃の半分)⑥社長はこれまでの住宅ローン又は家賃が減額されるので、役員報酬を引き下げる。(所得税・社会保険料が減額される)……等々です。興味がある経営者の方は、ぜひご相談を!